

矢巾町犯罪被害者等支援条例（案）概要版

1 条例制定の経緯

誰もが、ある日突然犯罪等に巻き込まれるおそれがあります。犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）は、その直接的な被害に加え、周囲の無理解や心無い対応等による間接的な被害に苦しめられることも少なくありません。このような状況の下、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、平成17年4月1日に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」といいます。）が施行され、基本法において国や地方公共団体が様々な施策を推進して犯罪被害者等の支援を行うことが定められています。

この条例は、基本法に基づき、矢巾町における犯罪被害者等の支援に関する基本理念等を定めるほか、各種支援について基本となる事項を定めることで、「犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減」や「平穏に安全安心に暮らすことができる地域社会の実現」に寄与することを目的として制定するものです。

2 構成

1 総則（第1条・第2条）

（1）目的（第1条）

町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、次のことを規定しています。

- ・犯罪被害者等の支援について基本理念を定める。
- ・町及び地域社会の責務を明らかにする。
- ・犯罪被害者等支援の基本となる事項を定める

実現

- ・犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建
- ・犯罪被害者等を地域社会で支え、誰もが安全で安心して暮らせる社会

（2）定義（第2条）

解釈に疑義が生じないよう、「犯罪等」、「犯罪被害者等」等の本条例における用語の意義を記載しています。

2 基本理念（第3条）

基本法の理念に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本理念を明記しています。

3 それぞれの役割（第4条～第6条）

犯罪被害者等の支援のために、町、町民等、事業者のそれぞれの行う責務や役割を明

らかにしています。

【町の責務】（第4条）

- 基本理念に則り、矢巾町は最も身近な行政機関として、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、各種支援等に関する相談や必要な情報提供等必要な支援を行う。
- また、犯罪被害者等の支援は多岐にわたり、関係機関等において専門的知見をもって様々な支援が行われています。適切に途切れなく円滑に支援を行うため、矢巾町は関係機関等と連携・協力をを行う。

【町民等の責務】（第5条）

- 犯罪被害者等が地域社会で孤立してしまうことも少なくなく、被害からの回復の大きな妨げになっています。町民等の一人一人が犯罪被害者等支援の担い手としての自覚を持ち、行動することが期待されることから、「犯罪被害者等支援の必要性についての理解」「施策への協力」を行う。

【事業者の責務】（第6条）

- 犯罪被害者等が犯罪被害による直接的な心身への影響や通院、捜査や裁判手続きへの対応をはじめとするさまざまな事情によって仕事を休まざるを得ない等の場合、職場の理解と協力、配慮が求められます。加えて、被害に遭う前と同じように働くことができるよう、事業者には職務内容や勤務体制等職場環境の整備に特段の配慮が必要となります。また、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について従業員の理解を深める機会を設ける等、矢巾町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

4 基本となる施策（第7条～第15条）

（1）相談及び情報の提供等（第7条）

犯罪被害者等の支援は、多様な支援が求められることから、矢巾町が犯罪被害者等に対し、必要に応じて相談に乗り、情報提供を行い、助言を行うとともに、関係機関等と連絡調整を行っていくことが必要となります。関係機関等との連携により、確実に犯罪被害者等の支援の実効性を高めるとともに、犯罪被害者等の人権を最大限尊重しなければならないことから、個人情報の取扱いについては特段の配慮を強く求められることとなります。

また、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的相談対応窓口を矢巾町役場福祉課とします。

(2) 経済的負担の軽減（第8条、第12条）

犯罪の被害者等に対し、見舞金の支給その他必要な支援を行います。

【遺族見舞金】
・犯罪行為により亡くなられた方の遺族に支給

【重傷病見舞金】
・犯罪行為により重傷を負われた方に支給

【転居費用の助成金】
・犯罪被害者又はその遺族が犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になったと認められるときは、新たな住居へ転居するために要する費用を支給

※見舞金等の支給については、別途、規則で定める。

(3) 日常生活の支援（第9条）

犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復し、日常生活を円滑に営むことができるよう必要と認める支援を行います。

(4) 心身に受けた影響からの回復支援（第10条）

犯罪被害者が、その受けた被害を回復、又は軽減し、再びそれぞれの平穏な暮らしを取り戻せるように配慮及び援護します。

(5) 安全の確保（第11条）

犯罪被害者等に対する更なる犯罪等による被害（再被害）や周囲の者等からの二次的被害を防止し、心身の安全を確保するため、非常時の通報要領等の再被害を防止するための防犯指導、把握した犯罪被害者等に係る個人情報が流出しないようにすること、支援従事者に対し適切な情報管理を促します。

(6) 町民等及び事業者の理解の増進（第13条）

町民等の犯罪被害者等支援への理解を増進するために必要な施策を矢巾町が講じます。

(7) 学校等における支援（第14条）

犯罪被害者等の被害者に児童、生徒等が該当者であった場合に学校等と協力します。

(8) 個人情報の適切な管理（第15条）

犯罪被害者等が受けた被害にかかる犯罪等について、その個人情報等を適切に取り扱います。

5 支援の制限（第16条）

犯罪被害者等が受けた被害にかかる犯罪等について、

- ・当該犯罪被害者等により教唆（他人をそそのかして犯罪実行の決意を生じさせる行為）や、ほう助（物質的であるか精神的であるかを問わず、何らかの方法で犯罪の実行を手助けする行為）があった場合
- ・当該犯罪被害者等による過度の暴行や脅迫等の当該犯罪等を誘発する行為があった場合
- ・支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合には、支援を行わないことができます。

また、犯罪被害者等が矢巾町暴力団排除条例（平成 24 年矢巾町条例第 17 号）第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に定める暴力団、暴力団員並びにこれらのものと密接な関係を有する者であった場合は支援を行いません。

6 委任、附則（第 17 条、附則）

（1）委任（第 17 条）

この条例に規定されている事項のほか必要な事項は、規則により定めます。

（2）附則

この条例の施行期日を、令和 8 年 4 月 1 日、第 8 条の見舞金の支給に関する規定、または第 12 条の居住の安定のための援護施策については、この条例の施行の日の以後において発生した犯罪行為により死亡した方の遺族又は重傷病を負った方に適用されます。

③ 今後のスケジュール

令和 7 年 10 月 10 日～11 月 10 日まで	パブリックコメント実施
令和 7 年 11 月中旬まで	パブリックコメントの意見集約、結果公表
令和 7 年 12 月上旬	12 月定例会に条例（案）提出
令和 8 年 4 月 1 日	条例施行